

給食業務委託に係る一般競争入札公告

社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団の発注する「広域型特別養護老人ホーム愛の村の給食業務委託に係る一般競争入札について、下記のとおり公告します。

2020 年 12 月 15 日
社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団
理事長 浜端 宏次

1. 入札内容

- (1)名称：特別養護老人ホーム愛の村 給食業務委託
- (2)場所：沖縄県中頭郡北中城村字島袋 1320 番地
- (3)業務：食事提供業務及びこれに付随する業務
- (4)業務履行期間：自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

2. 入札方法等

- (1)入札方法 一般競争入札
- (2)予定価格 非公表
- (3)最低制限価格 無
- (4)入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、沖縄県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3)公告日から落札決定までの期間に、沖縄県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4)公告日から落札決定までの期間に、沖縄県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5)医療、福祉関連事業の委託実績を有する者であること

- (6)業務遂行が困難になった場合に備えた代行業務体制を整備していること
- (7)当法人の理事が役員をしている企業でないこと

4. 一般競争入札参加申請書の提出

(1) 受付期間 公告日から 2020 年 12 月 22 日（火）まで。
但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

(2) 受付時間 10 時から 16 時まで

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書（様式有）
- イ 会社案内
- ウ 法人登記簿謄本（履行事項全部証明書）の写し
- エ 委託実績一覧表

(3) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須）

※締切日 12 月 22 日（火） 16：00 時必着

(5) 提出・問合せ先

住 所：〒901-2301

沖縄県中頭郡北中城村字島袋 1320 番地

特別養護老人ホーム愛の村

担 当 者：親泊 紀博（総務部長）

電 話：098-933-1166

F A X：098-932-7372

E-mail：ainomura25@mco.ne.jp

※問い合わせは原則メールにてお願いします。

5. 一般競争入札参加資格確認及び仕様書等の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について書面、FAX 又は E メール等にて通知を行う。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、仕様書等【入札書書式等】を配布する。

6. 入札日程等

(1) 公告日 2020 年 12 月 15 日（火）

(2) 応募締切日時 2020 年 12 月 22 日（火） 16:00 締切

(3) 仕様書等配布日 一般競争入札参加申請書提出後、順次交付

(4) 質疑書提出日時 2020 年 12 月 23 日（水）15 時まで。

※質疑書はエクセル形式の E メールで行うこと。

※質疑回答日時 2020年12月25日(金)15時まで。原則Eメールにて回答

- (5)入札予定日 2020年1月8日(金) 午前10時30分(即日開札)
- (6)契約 落札業者とは、社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団理事会にて
契約締結の承認後、速やかに契約を締結する。

7. 落札者の決定

- (1)予定価格の範囲内で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2)予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。
(再度入札を含め入札は2回までとする)
- (3)上記(2)によっても落札者がいない場合は、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①希望者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合。
 - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。
 - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4. 契約額が確定した場合、その内容を書面にし、事業者及び業者が記名(捺印)すること。
- (4)落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1)代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3)入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4)入札参加に当たっては、入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を、後日提出すること。
- (5)談合等不正行為を行わないこと。

- (6)入札に参加する者の数が 1 人であるときは、入札を執行しない。
- (7)入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8)下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑦前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1)本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。